



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

土地改良区の解散（村づくり計画課）	1
沖縄県県民の森の利用料金の承認（森林管理課）	1
公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）	2

### 公 告

特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（情報基盤整備課）	3
特定調達契約に係る一般競争入札の公告（情報基盤整備課）	4
都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催・2件（都市計画・モノレール課）	6

### 病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者の決定	7
-----------------	---

### 監査委員事項

包括外部監査人からの監査の結果に基づき講じた措置の通知に係る事項の公表	7
-------------------------------------	---

### 収用委員会事項

公示による通知	7
---------	---

## 告 示

### 沖縄県告示第192号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

令和5年4月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 うるま市宮城島東土地改良区
- 2 解散認可年月日 令和5年3月27日

### 沖縄県告示第193号

沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）第15条第3項の規定により、次のとおり沖縄県県民の森の利用料金を承認した。

令和5年4月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄県県民の森
- 2 指定管理者 沖縄市比屋根二丁目15番2号 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社
- 3 利用料金の適用年月日 令和5年4月1日
- 4 利用料金の額
  - (1) 施設

施設		利用料金の額
キャンプ場	宿泊	1区画につき 1,000円

	日帰り	1区画につき 450円
パークゴルフ場		1人1時間につき 410円
広場（スポーツの森、草スキー場、モトクロス場、中央広場及び樹木園に限る。）		1面1時間につき 600円
研修室		1時間につき 500円
木工室		1時間につき 900円
シャワー室		1回につき 100円

(2) 冷房施設

区分	利用料金の額
研修室	1時間につき 130円
木工室	1時間につき 180円

(3) 備品

種別	利用者	利用料金の額
キャンプ用テント	児童・生徒	1張1泊につき 2,000円
	一般・学生	
自転車	児童・生徒	1人1時間につき 200円
	一般・学生	1人1時間につき 300円
グラウンドゴルフ用具	児童・生徒	一式（スティック2本、ボール2個）1時間につき 90円
	一般・学生	一式（スティック2本、ボール2個）1時間につき 190円
パークゴルフ用具	児童・生徒	一式（クラブ1本、ボール1個）1時間につき 100円
	一般・学生	一式（クラブ1本、ボール1個）1時間につき 200円

備考

- 「宿泊」とは、午後2時から翌日の午後2時までの利用をいう。
- 「日帰り」とは、午前10時から午後5時までの利用をいう。
- 「児童・生徒」とは小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とは就学前の幼児及び児童・生徒を除いた者をいう。
- 20人以上の団体でその8割以上が児童・生徒であるものがキャンプ場を利用する場合の利用料金の額は、宿泊利用にあつては1区画につき800円、日帰り利用にあつては1区画につき350円とする。
- 20人以上の団体でその8割以上が児童・生徒であるものがキャンプ用テントを使用する場合の利用料金の額は、1張1泊につき1,500円とする。

沖縄県告示第194号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南風原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和5年4月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 公共測量を実施した地域 南風原町全域

- 2 公共測量を実施した期間 令和5年1月1日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（デジタル撮影）

## 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年4月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和5年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
    - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
    - キ その他知事が定める書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県企画部情報基盤整備課ホームページ（<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/joho/index.html>）からダウンロードすること。
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036 メールアドレスxx013005@pref.okinawa.lg.jp
  - (3) 申請書等の受付期間 令和5年4月28日（金曜日）から同年5月12日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和5年5月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

---

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和5年4月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する物品等の名称及び数量 全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフト（以下「端末機等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入期限 入札説明書及び仕様書による。
  - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
    - ア 令和5年4月18日付け沖縄県公報定期第5115号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
    - イ 端末機等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和5年5月12日（金曜日）までに3(2)の場所に提出し、端末機等の設置及び設定を期限までに円滑に行うことができること並びに当該端末機等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にある場合は1日以内、沖縄本島外にある場合は2日以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
    - ウ 納入しようとする端末機等の機能等証明書を令和5年5月12日（金曜日）までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
  - (2) 共同企業体を結成し、入札に参加する場合の入札参加の資格 次に掲げる要件を全て満たし、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を令和5年5月12日（金曜日）までに3(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けること。
    - ア 自主的に結成された共同企業体であること。
    - イ 共同企業体の構成員の数は2又は3社であること。
    - ウ 各構成員は2(1)アに該当する者であること。
    - エ 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
    - オ 構成員のうち最小の出資者の出資比率は、2社の場合にあつては30パーセント以上、3社の場合にあつては20パーセント以上であること。
    - カ 出資比率が代表者よりも高い構成員が存しないこと。
    - キ 共同企業体として2(1)イ及びウの要件を満たすこと。



- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
  - (1) 時期 令和5年4月28日（金曜日）から同年5月12日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 令和5年4月18日（火曜日）から同年5月12日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 令和5年5月29日（月曜日）午後2時
  - (2) 場所 沖縄県庁舎14階情報基盤整備課防災無線統制室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和5年4月18日（火曜日）から同年5月12日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県企画部情報基盤整備課
  - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 令和5年5月29日（月曜日）午前11時
    - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) Bids to be tendered  
Lease of terminal units for the entire computer network system at Okinawa Prefectural Government as well as the application software. (this includes duties concerning installation and set-up.)
- (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased computers, along with their hardware and software specifications etc.
- (3) Delivery period and place  
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (4) Period and place to submit a bid eligibility application form  
Period: From 18 April, 2023 through 12 May, 2023 (Except for Saturday, Sunday and Holiday)  
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Information Infrastructure Development Division  
1-2-2 Izumizaki Naha City Okinawa Prefecture Japan
- (5) Bid due date and time  
May 29, 2023 (Monday) 2:00 p.m.  
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Thursday May 25, 2023.)
- (6) Bid opening  
Date and Time: May 29, 2023 (Monday) 2:00 p.m.  
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Information Infrastructure Development Division, Disaster Prevention Radio Control Room
- (7) Division in charge  
Information Infrastructure Development Division  
Department of Planning  
Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan  
Telephone number 81-98-866-2036

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年4月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和5年5月18日 午後7時開始
- 2 場所 与那原町上の森かなちホール1階大ホール 与那原町字上与那原16番地
- 3 都市計画の変更の案の概要 与那原町字与那原及び字板良敷の各一部について、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域の区分を変更する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（令和5年5月11日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年4月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和5年5月19日 午後7時開始
- 2 場所 糸満市役所3-C会議室 糸満市潮崎町一丁目1番地
- 3 都市計画の変更の案の概要 糸満市字真栄里の一部について、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域の区分を変更する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（令和5年5月12日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

## 病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年4月18日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 1,358,000リットル（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局病院事業経営課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和5年3月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社伊禮産業 代表取締役 伊禮一幸 浦添市仲間一丁目2番11号
- 5 落札金額 108円13銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年2月10日

## 監査委員事項

### 沖縄県監査委員公表第3号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、知事から通知があったので、別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和5年4月18日

沖縄県監査委員 安 慶 名 均

沖縄県監査委員 新 垣 真 秀

沖縄県監査委員 上 原 章

沖縄県監査委員 山 内 末 子

## 収用委員会事項

### 沖縄県収用委員会告示第5号

使用しようとする土地 嘉手納町字東野理原350番及び381番

土地所有者 詫磨弥生子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、大阪府大阪市西成区天下茶屋三丁目5番地

土地所有者 近藤アイ 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、愛媛県西条市中野甲481番地第2

土地所有者 池田恒子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、京都府京都市左京区吉田下大路町3番地

土地所有者 池原悦子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、大阪府大阪市大正区北村三丁目8番地

土地所有者 菊田妙子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、東京都品川区東五反田三丁目191番地

土地所有者 名嘉康子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、浦添市大平一丁目39番地2

土地所有者 勝間一裕 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、大阪府堺市堺区中田出井町三丁85番地

土地所有者 不明ただし、亡和氣圭子相続財産管理人 住所不明  
 土地所有者 宮城良子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野湾市普天間一丁目699番地  
 土地所有者 宮城文子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野湾市普天間一丁目699番地  
 土地所有者 関本謙 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、京都府京都市左京区黒谷町4番地  
 土地所有者 府上忠 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、神奈川県横浜市西区戸部町七丁目221番地1

1  
 土地所有者 不明ただし、亡小池康範相続財産管理人 住所不明  
 土地所有者 藤岡真 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、埼玉県蓮田市椿山一丁目28番  
 土地所有者 不明ただし、亡古波津亮相続財産管理人 住所不明  
 土地所有者 不明ただし、亡湯村悦朋相続財産管理人 住所不明  
 土地所有者 久田夏子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、うるま市字喜屋武430番地1  
 土地所有者 知念弘 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、南城市玉城字富里47番地  
 土地所有者 不明ただし、亡漢那安範相続財産管理人 住所不明  
 土地所有者 クンスト暁子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野湾市伊佐三丁目23番  
 土地所有者 不明ただし、亡新里ひとみ相続財産管理人 住所不明  
 土地所有者 仲間敏子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地  
 土地所有者 仲間武 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地  
 土地所有者 仲間光子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地  
 土地所有者 仲間久 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地  
 土地所有者 仲間昇 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地  
 土地所有者 仲間榮 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地  
 土地所有者 仲間眞光 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地  
 土地所有者 青山歩 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、東京都品川区中延二丁目7番  
 土地所有者 池田恵 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、東京都清瀬市元町一丁目18番  
 土地所有者 平良美華 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、うるま市字赤道11番地8  
 土地所有者 川上智里 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野湾市字野嵩1486番地

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項において適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

嘉手納飛行場その5に係る令和5年3月10日付け審理の開催についての通知書  
 （注意）上記書類を受領しないときは、令和5年5月9日をもってその書類の通知があったものとみなされます。

令和5年4月18日

沖縄県収用委員会

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

包括外部監査の結果に基づき、又は  
監査結果を参考として講じた措置に  
ついて

－平成25年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【県立病院診療費個人負担分未収金】 未収金管理の効率化と正確な財産状態の公開という観点から、回収不能な未収金についてはできるだけ不納欠損処理を行うことが望ましいが、現状は、ほとんど不納欠損処理ができていない状態である。</p> <p>回収が著しく困難な未収金が14億円もあるという現状からすると、議会の議決による債権放棄の活用や債権管理条例の策定等について、具体的に検討するべきであろう。</p>	<p>病院事業局では、令和4年3月に「債権管理における標準業務マニュアル」を策定した。今後は当マニュアルに基づき、不能欠損処理を含めた適切な債権管理を行っていく。【措置済】</p>	病院事業局病院事業経営課
監査意見	<p>【県立病院診療費個人負担分未収金】 遅延損害金の扱いについては問題がある。遅延損害金については、民法第415条、第419条1項、第404条の規定により、年5分の割合による損害金の請求ができる。もとより、損害金の請求はしないということは、一定の合理性をもっているものと思われるが、現場の担当者の判断に委ねられるべきものではなく、県としての方針を定め、それに従って処理すべきである。</p>	<p>令和4年3月に策定した「債権管理における標準業務マニュアル」の中で、遅延損害金についても記載している。今後は当マニュアルに基づき処理を行っていく。【措置済】</p>	病院事業局病院事業経営課

－平成29年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【全般的意見】 遅延損害金・違約金については、標準マニュアルに規定するとおり、少なくとも元本が完結となった後、速やかに調定を行うべきである。</p>	<p>個別事業で意見等が出された債権所管課に対し、個別ヒアリングで状況を確認し、違約金確定後は速やかに調定を行うなど貸付規則等に沿って適切に処理するよう働きかけた。</p> <p>また、条例等に遅延損害金の定めがない場合や条例等に定めがあるものの判断基準について定めがない場合は、条例等の改正又は取扱基準の策定について検討を行い、関係規程を整備した上で適切に処理するよう働きかけたところである。</p> <p>左記の意見について、標準マニュアルで既に明記されており、令和4年3月23日付けで改訂した同マニュアルの運用について、適正な手続を促していくため、改めてその内容を関係（債権所管）課へ周知した。【措置済】</p>	総務部財政課



－令和元年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【観光産業の持続可能性を高める観点からの施策立案】</p> <p>「沖縄県SDGs推進方針」の記載からは、県もオーバーツーリズムの問題意識を有していることは伺えるが、直接的な言及がない。今後の具体的な取組の中では、観光の分野でも、SDGsが表現する持続可能性、すなわち「自然の自己再生能力」の持続可能性と「人間の社会」の持続可能性を意識した施策や事業を展開されたい。</p>	<p>「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」や、「第6次沖縄県観光振興基本計画」において、「旅行者・観光客と地域・住民が価値を共有するサステナブル（持続可能）・ツーリズムを推進する」としている。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光政策課・観光振興課
監査意見	<p>【観光産業の持続可能性を高める観点からの施策立案】</p> <p>自然環境を保全するという観点からは、県庁内において開発情報を一元化することも重要である。例えば、リゾート施設の開発に伴う保安林の違法伐採の事例も増加しており、環境部や土木建築部のみならず、文化観光スポーツ部やその他の関係部署との情報共有や連携も必要である。</p>	<p>令和4年度から始まる「第6次沖縄県観光振興基本計画」の中で、SDGsの指標を取り込むことで、沖縄の強みである豊かな自然環境や独自の歴史、文化などのソフトパワーを最大限発揮し一定の量を求めながら質の向上にも取り組むこととしており、必要に応じて関係部局との連携を図っている。</p> <p>また、令和3年度に世界自然遺産に登録されたやんばる及び西表島では、環境部とともに市町村と自然環境保全と観光管理について意見交換会を行っている。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光政策課・観光振興課
監査意見	<p>【観光誘致対策事業】</p> <p>本事業の委託先であるOCVBにおける再委託時の資料を閲覧したところ、再委託契約締結時の稟議書において、当該再委託契約が委任契約なのか請負契約なのか明確に区別されておらず、又、再委託時の業務委託契約書においても当該契約が委任契約なのか請負契約なのか不明確となっていた。</p> <p>再委託時の形態が委任なのか請負なのかについては、一般管理費算定時に大きく影響を与える事項であるため、明確に区別すべきである。</p>	<p>再委託については部で統一した改善措置をとる必要があることから、観光政策課にて作成された「再委託におけるチェックリスト」（R4.4.13付け文観第33号通知）を活用し、再委託申請時に再委託契約が委任契約か請負契約かを確認した上で、再委託の承認を行っている。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【観光誘致対策事業】</p> <p>特命随意契約においても、一般管理費の妥当性を確保するため、一般管理費率の上限（10%）と「委託先の決算</p>	<p>特命随意契約における一般管理費率については、直近の決算書等から算出した率と10%を比較していずれか低い率とし、令和5年度予算に係る契約から適用</p>	総務部財政課

	書から算定した一般管理費率」等を比較し、いずれか低い率を採用する、等といったより客観的かつ合理的なルールを設定すべきである。	するとして令和4年3月18日付け総財第721号「特命随意契約における一般管理費の取扱いについて」にて、各部局長へ通知した。【措置済】	
監査意見	<p>【フィルムツーリズム推進事業】</p> <p>県はフィルムツーリズムが、予算に左右される一過性の取組に陥ることなく、持続可能な仕組みにするために、OCVBがノウハウを構築し、かつブラッシュアップできるように働きかける必要がある。</p>	<p>沖縄フィルムオフィス（OCVB内設置）に、撮影に関する相談対応やロケ受入支援を行うフィルムコミッション窓口を設置することにより、OCVBにノウハウを蓄積している。また、ロケの実態調査を踏まえて「ロケの円滑な受入のためのガイドライン」を作成するなど、フィルムツーリズム推進における持続可能な仕組みを構築している。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【フィルムツーリズム推進事業】</p> <p>本事業の委託先であるOCVBにおける再委託時の資料を閲覧したところ、再委託契約締結時の稟議書において、当該再委託契約が委任契約なのか請負契約なのかが明確に区別されておらず、又、再委託時の業務委託契約書においても当該契約が委任契約なのか請負契約なのかが不明確となっていた。</p> <p>再委託時の形態が委任なのか請負なのかについては、一般管理費算定時に大きく影響を与える事項であるため、明確に区別すべきである。</p>	<p>再委託については部で統一した改善措置をとる必要があることから、観光政策課にて作成された「再委託におけるチェックリスト」（R4.4.13付け文観第33号通知）を活用し、再委託申請時に再委託契約が委任契約か請負契約かを確認した上で、再委託の承認を行っている。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【国内需要安定化事業】</p> <p>成果指標を用いて費用対効果分析を行うことを前提とすると、成果指標についても金額を単位として設定すべきであり、「観光客一人当たり消費額×観光客数」で算定される「観光収入額総額」を試算し、それを成果指標として設定することを検討すべきである。</p>	<p>令和4年度から、「一人当たり観光消費額」を成果指標として設定している。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【国内需要安定化事業】</p> <p>本事業の委託先であるOCVBにおける再委託時の資料を閲覧したところ、再委託契約締結時の稟議書において、当該再委託契約が委任契約なのか請負契約なのかが明確に区別されておらず、又、再委託時の業務委託契約書においても当該契約が委任契約なのか請負契約なのかが不明確となっていた。</p> <p>再委託時の形態が委任なのか請負な</p>	<p>再委託については部で統一した改善措置をとる必要があることから、観光政策課にて作成された「再委託におけるチェックリスト」（R4.4.13付け文観第33号通知）を活用し、再委託申請時に再委託契約が委任契約か請負契約かを確認した上で、再委託の承認を行っている。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課

	のかについては、一般管理費算定時に大きく影響を与える事項であるため、明確に区別すべきである。		
監査意見	<p>【カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業】</p> <p>成果指標を用いて費用対効果分析を行うことを前提とすると、成果指標についても金額を単位として設定すべきである。</p>	<p>新・沖縄21世紀ビジョン実施計画において、「国内客及び外国空路客の一人当たり観光消費額」を成果指標として設定している。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業】</p> <p>本事業の委託先であるOCVBにおける再委託時の資料を閲覧したところ、再委託契約締結時の稟議書において、当該再委託契約が委任契約なのか請負契約なのか明確に区別されておらず、又、再委託時の業務委託契約書においても当該契約が委任契約なのか請負契約なのか不明確となっていた。</p> <p>再委託時の形態が委任なのか請負なのかについては、一般管理費算定時に大きく影響を与える事項であるため、明確に区別すべきである。</p>	<p>再委託については部で統一した改善措置をとる必要があることから、観光政策課にて作成された「再委託におけるチェックリスト」（R4.4.13付け文観第33号通知）を活用し、再委託申請時に再委託契約が委任契約か請負契約かを確認した上で、再委託の承認を行っている。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【沖縄観光国際化ビックバン事業】</p> <p>成果指標を用いて費用対効果分析を行うことを前提とすると、成果指標についても金額を単位として設定すべきであり、「観光客一人当たり消費額×観光客数」で算定される「観光収入額総額」を試算し、それを成果指標として設定すべきである。この点、県の見解は、「本事業のプロモーションによる効果は後年度に効果が発現するため費用対効果分析を行っていない」とのことであるが、県民への説明責任を果たすという観点からは、費用対効果分析を行うことが必要である。単年度で成果が出ない事業であるならば、複数年度に渡って費用対効果分析を実施すべきである。</p>	<p>令和4年度以降の事業の成果指標については、外国人観光客数だけでなく、外国空路客の一人当たり観光消費額を追加し、より定量的に事業成果を測定できるように変更した。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【沖縄観光国際化ビックバン事業】</p> <p>本事業の成果目標は人数や件数など「量」となっているため、費用対効果の分析は必ずしも十分とは言い難い。今後は、「質」に重点を置く目標設定</p>	<p>現在も、県海外事務所等からの市場動向の報告等に基づき、各市場特性に応じた戦略的なプロモーション活動を展開している。令和4年度以降は、入域外国人観光客数という「量」だけでなく、質の</p>	文化観光スポーツ部観光振興課

	を前提とした、より戦略性のあるプロモーションの移行に取り組むべきである。	成果及び測定として「外国空路客の一人当たり観光消費額」を追加することで対応する。【措置済】	
監査意見	<p>【沖縄観光国際化ビックバン事業】</p> <p>本事業の委託先であるOCVBにおける再委託時の資料を閲覧したところ、再委託契約締結時の稟議書において、当該再委託契約が委任契約なのか請負契約なのか明確に区別されておらず、又、再委託時の業務委託契約書においても当該契約が委任契約なのか請負契約なのか不明確となっていた。</p> <p>再委託時の形態が委任なのか請負なのかについては、一般管理費算定時に大きく影響を与える事項であるため、明確に区別すべきである。</p>	<p>再委託については部で統一した改善措置をとる必要があることから、観光政策課にて作成された「再委託におけるチェックリスト」（R4.4.13付け文観第33号通知）を活用し、再委託申請時に再委託契約が委任契約か請負契約かを確認した上で、再委託の承認を行っている。</p> <p>【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【離島観光活性化促進事業】</p> <p>成果指標を用いて費用対効果分析を行うことを前提とすると、成果指標についても金額を単位として設定すべきであり、「観光客一人当たり消費額×観光客数」で算定される「観光収入総額」を試算し、それを成果指標として設定することが理想的である。</p>	<p>令和4年度から、主要離島である八重山圏域・宮古圏域・久米島における「入域観光客数」及び「一人当たり観光消費額」を成果指標として設定している。</p> <p>【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【離島観光活性化促進事業】</p> <p>本事業の委託先であるOCVBにおける再委託時の資料を閲覧したところ、再委託契約締結時の稟議書において、当該再委託契約が委任契約なのか請負契約なのか明確に区別されておらず、又、再委託時の業務委託契約書においても当該契約が委任契約なのか請負契約なのか不明確となっていた。</p> <p>再委託時の形態が委任なのか請負なのかについては、一般管理費算定時に大きく影響を与える事項であるため、明確に区別すべきである。</p>	<p>再委託については部で統一した改善措置をとる必要があることから、観光政策課にて作成された「再委託におけるチェックリスト」（R4.4.13付け文観第33号通知）を活用し、再委託申請時に再委託契約が委任契約か請負契約かを確認した上で、再委託の承認を行っている。</p> <p>【措置済】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p>【戦略的MICE誘致促進事業】</p> <p>本事業の委託先であるOCVBにおける再委託時の資料を閲覧したところ、再委託契約締結時の稟議書において、当該再委託契約が委任契約なのか請負契約なのか明確に区別されておらず、又、再委託時の業務委託契約書</p>	<p>再委託については部で統一した改善措置をとる必要があることから、観光政策課にて作成された「再委託におけるチェックリスト」（R4.4.13付け文観第33号通知）を活用し、再委託申請時に再委託契約が委任契約か請負契約かを確認した上で、再委託の承認を行っている。</p>	文化観光スポーツ部MICE推進課

	<p>においても当該契約が委任契約なのか請負契約なのかが不明確となっていた。</p> <p>再委託時の形態が委任なのか請負なのかについては、一般管理費算定時に大きく影響を与える事項であるため、明確に区別すべきである。</p>	【措置済】	
監査意見	<p>【スポーツツーリズム戦略推進事業】</p> <p>スポーツイベント支援事業について、成果指標が活動実績になっており、これでは適切な事業の評価・検証ができない。適切なアウトカム指標を成果指標として設定すべきである。</p> <p>スポーツ観光誘客促進事業について、成果指標を国内観光客数及び外国人観光客数としている、事業の費用対効果の測定を有効に行うために、スポーツに関連した観光客数を成果指標に加えるべきである。</p>	<p>スポーツイベント支援事業とスポーツ観光誘客促進事業については、令和4年度から成果指標を「スポーツコンベンション参加者数（県外、海外）」に設定済みである。【措置済】</p>	文化観光 スポーツ 部スポーツ 振興課
監査意見	<p>【地域通訳案内士育成等事業】</p> <p>成果指標の表現方法については誤解を与えないような、実態に即した記載方法とすべきである。</p>	<p>本事業は令和3年度で終了しており、成果指標の変更は困難であるが、県HPに掲載している通訳案内士リストでは「登録者」と記載している。【措置済（相違分）】</p>	文化観光 スポーツ 部観光政 策課
監査意見	<p>【地域通訳案内士育成等事業】</p> <p>無資格ガイドの解禁が、通訳案内士資格保持者が実施している業務にどのような影響を与えるのか、又、労働市場における通訳案内士資格の需要にどのような影響を与えるのか、等を総合的に調査・分析することで、本事業の必要性及び予算規模を改めて検討する必要がある。</p>	<p>令和4年3月末時点の登録者数は、合計で790名となっており、事業の目的を概ね達成したことや新型コロナウイルス感染症の影響により外国人観光客が皆減になったことなどから、本事業は令和3年度で終了した。【措置済（相違分）】</p>	文化観光 スポーツ 部観光政 策課
監査意見	<p>【外国人観光客受入体制強化事業】</p> <p>アクセスポイントの設置を担うのは県ではなく協力事業者であるにもかかわらず、県は自らが主体的に関与することのできない「Wi-Fiアクセスポイントの設置数」について本事業の活動指標として設定しているが、合理的とは言えない。</p>	<p>意見のとおりWi-Fi設置に関しては、協力事業者が行っているが、県では、Wi-Fiに係るニーズや課題に関する調査、設置数の把握、周知活動、協議会における今後のFree Wi-Fiあり方の検討等を行っており、これらを通じてアクセスポイントの増加や観光客の利便性向上を図るものであることから「アクセスポイント件数（累計）」を活動指標として設定している。【措置済（相違分）】</p>	文化観光 スポーツ 部観光振 興課
監査意見	<p>【外国人観光客受入体制強化事業】</p>	<p>再委託については部で統一した改善措</p>	文化観光

	<p>本事業の委託先であるOCVBにおける再委託時の資料を閲覧したところ、再委託契約締結時の稟議書において、当該再委託契約が委任契約なのか請負契約なのか明瞭に区別されておらず、又、再委託時の業務委託契約書においても当該契約が委任契約なのか請負契約なのか不明瞭となっていた。</p> <p>再委託時の形態が委任なのか請負なのかについては、一般管理費算定時に大きく影響を与える事項であるため、明瞭に区別すべきである。</p>	<p>置をとる必要があることから、観光政策課にて作成された「再委託におけるチェックリスト」（R4.4.13付け文観第33号通知）を活用し、再委託申請時に再委託契約が委任契約か請負契約かを確認した上で、再委託の承認を行っている。</p> <p>【措置済】</p>	<p>スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート形成推進事業】</p> <p>本事業の目的は、「離島観光の推進・滞在日数の延伸」であるから、成果指標は、「各離島における外国人観光客数」及び「各離島における外国人観光客の平均滞在日数」を採用すべきである。</p> <p>さらに、費用対効果の観点からは、各離島における「外国人観光客一人当たり消費額」×「観光客数」で算定される「各離島における外国人観光収入総額」を試算し、成果指標として設定すべきである。</p>	<p>当該事業は平成30年度の単年度事業で終了しており、成果指標を修正できないため、類似事業である「離島観光活性化促進事業」において、令和4年度から、主要離島である八重山圏域・宮古圏域・久米島における「入域観光客数」及び「一人当たり観光消費額」を成果指標として設定している。</p> <p>【措置済（相違分）】</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【観光地形成促進地域推進事業】</p> <p>本事業においては、事業目的である「税制の活用」と「魅力ある観光地形成に資する施設の整備が促進」に見合う成果指標が設定されていないため、事業の有効性について評価することができない。</p> <p>公金を有効に活用する観点から、事業目的に見合う合理的な成果指標（KPI）及び目標値を明確に設定すべきである。</p>	<p>観光地形成促進地域推進事業の成果指標については、県観光施策を推進させる具体的な計画であり、沖縄振興計画の分野別計画に位置付けられる「第6次沖縄県観光振興基本計画」の施策の成果指標として「観光地形成促進措置実施計画の認定件数」「特定民間観光関連施設の投資額の増」「制度を活用した観光施設の売上高の増加」を設定するとともに、それぞれの指標に目標値を設定した。</p> <p>【措置済】</p>	<p>文化観光スポーツ部MICE推進課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【文化観光戦略推進事業】</p> <p>現状、県内の公演団体等が財政的支援を受けることなく自力で運営するのは困難であることも踏まえて、本事業の取組の持続可能性を高めるための仕組みを構築する必要がある。</p>	<p>本事業については、事業期間が令和3年度までとなっており、令和4年度からは、後継事業として新たに「文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業」を開始した。</p> <p>同事業は、沖縄特有の文化資源を活用した新たな観光メニューを確立させるため、文化コンテンツを含む旅行商品造成プログラムモデルを構築するとともに、</p>	<p>文化観光スポーツ部文化振興課</p>



		<p>観光客の沖縄の芸能に対する認知度や理解度を高めるための文化体験等の取り組みを行い、沖縄観光の誘客を図ることとしている。</p> <p>同事業では、伝統芸能専門家、観光事業専門家、県内公演団体等で構成するワーキンググループにおいて定時定常公演の体制構築等について議論し、旅行商品プログラムモデル構築と実証を行う。</p> <p>これらの取組を通じて、公演事業を含む文化資源を活用した新たな観光メニューの持続可能性を高めるための仕組みを構築することとしている。【措置済】</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄食文化保存普及継承事業】</p> <p>本件事業は、上記「推進計画」に基づき実施していくものであるが、本件事業はもとより、「推進計画」においても、適切なアウトカム指標を成果指標として設定していない。そのため、本件事業の有効性の評価・検証が不十分となり、事業内容の改善を図ることできないと考える。</p> <p>県は、事業の目的に対応する形で、「推進計画」で掲げる伝統的食文化を「保存すること」・「普及させること」・「継承すること」のそれぞれを測るための指標を設定すべきである。</p>	<p>令和3年度に食文化に関する県民意識調査を実施し、その結果を踏まえた「沖縄の伝統的な食文化普及推進計画 第2期計画」を策定した。本計画では「保存」「普及」「継承」のそれぞれを図るための指標を設定し計画の最終年度である令和8年度に達成すべき目標値を定めている。今年度から、それぞれの指標の達成に向け、取り組むこととしている。</p> <p>【措置済】</p>	<p>文化観光 スポーツ 部文化振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業】</p> <p>現在のように、国と県がそれぞれ別々に費用対便益比の調査をしているというのでは、効率性を欠く上、客観的に事業の前進が見えにくい。連携までは難しくとも、県は、国の調査内容を十分に踏まえ、本事業を遂行すべきである。</p>	<p>国においては、平成24年度より鉄軌道導入における課題の整理を行い、費用便益比やコスト縮減等の諸課題について、段階的に検討を進めてきたところ。</p> <p>一方、県においては、推奨ルートなどの構想を主体的にまとめる必要があり、県民に提示する複数ルート案の比較のために費用便益比と収支を試算したものであり、国との調査とは重複していない。</p> <p>また、費用便益比調査結果については、県はケースによっては1を上回った一方で、国は1を下回っている状況となっている。</p> <p>現在、県では、国のコスト縮減策等の検討結果の活用や、国及び県相互の情報提供等を通して課題解決に向け取り組んでいるところであり、令和4年度は鉄軌道がまちづくりや土地利用計画等に与える追加便益について調査を行っているところである。</p> <p>沖縄鉄軌道は総事業費6,000億円以上</p>	<p>企画部交 通政策課</p>

		<p>が見込まれる戦後最大級のプロジェクトであり、国主体による事業実施に向けては、費用便益比（B/C）や採算性についての検証は客観性・論理性がより求められる重要なものと考えている。</p> <p>新たな沖縄振興基本計画方針（令和4年5月）では、国においてもこれまで県が求めてきた特例制度を含めた調査・検討を進め、結果を踏まえて所要の措置を講ずることが盛り込まれたところであり、進展があった。【措置済】</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業】</p> <p>本事業においては、活動目標は設定されているが、成果指標が設定されておらず、事業の成果、すなわち事業が進捗しているのかが把握できない。</p>	<p>鉄軌道の構想段階における計画案づくりや費用便益比の検討にあたっては、確立された手法は無く、その都度、専門家等の助言を得ながら手探りで検討を行ってきたところである。また、特例制度の創設等の国との調整にあっても、費用便益比等の検討結果等も踏まえつつ、その時点時点で国から出される課題を一つ一つクリアしながら対応していくことが求められることから、明確な成果指標を設定することは困難となっていた。</p> <p>しかし、平成30年5月に県の考え方を示した構想段階の計画書を策定し、鉄軌道の導入に向けて、鉄軌道の取組と同時並行して行っていく必要がある周辺環境整備として、フィーダー交通ネットワークの構築に向けた取組を市町村と協働により取り組んで行くこととしたところである。</p> <p>そのため、令和2年度からフィーダー交通ネットワークの構築を見据えた公共交通の充実に向けた取組を市町村と協働により開始したところであり、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画において、その取組の検討エリア（方面）数を令和4年度以降成果指標として設定した。【措置済】</p>	<p>企画部交通政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄観光受入対策事業】</p> <p>本事業の委託先であるOCVBにおける再委託時の資料を閲覧したところ、再委託契約締結時の稟議書において、当該再委託契約が委任契約なのか請負契約なのかが明確に区別されておらず、又、再委託時の業務委託契約書においても当該契約が委任契約なのか請負契約なのかが不明確となっていた。</p>	<p>再委託については部で統一した改善措置をとる必要があることから、観光政策課にて作成された「再委託におけるチェックリスト」（R4.4.13付け文観第33号通知）を活用し、再委託申請時に再委託契約が委任契約か請負契約かを確認した上で、再委託の承認を行っている。</p> <p>【措置済】</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>

	<p>再委託時の形態が委任なのか請負なのかについては、一般管理費算定時に大きく影響を与える事項であるため、明確に区別すべきである。</p>		
監査意見	<p><b>【おきなわ観光バリアフリー推進事業】</b>          本事業の目的は「高齢者、障がい者等の誘客」であり、その手段が「沖縄を訪れる高齢者、障がい者等の観光客の受入体制の充実を図ること」である。したがって、「沖縄に観光客として訪れる高齢者、障がい者等増加」を成果指標の一つとすべきである。</p>	<p>観光統計実態調査においても、高齢者及び障がい者の来沖者数を把握することは難しい。特に障がい者においては、目に見えない障害等もあり、全数把握が難しい状況である。</p> <p>そこで、観光庁が新たに創設した「心のバリアフリー認定制度」をもとに「心のバリアフリー認定件数（累計）」を成果指標とし、令和6年度の目標値を30件とする。</p> <p>「心のバリアフリー認定制度」は、バリアフリーに対する一定の基準を満たした場合、観光庁が認定マークを交付するものであり、令和4年10月現在、全国で415件の施設が認定されている。（沖縄県：6件）</p> <p>同制度は、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画の「施策の方向」とも趣旨が一致している他、他県の状況も把握できることから、施策「多様な受入環境の整備」の成果指標とした。【措置済（相違分）】</p>	文化観光スポーツ部観光振興課
監査意見	<p><b>【沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業】</b>          現状、県内の文化関係団体等が財政的支援を受けることなく活動を継続することは困難であることも踏まえて、沖縄版アーツカウンシル機能としての取組の持続可能性を高める仕組みを構築する必要がある。</p>	<p>本事業については、事業期間が令和3年度までとなっており、令和4年度からは、後継事業として新たに「沖縄文化芸術の創造発信支援事業」を開始した。同事業では、文化関係団体等への支援に加え、新たに、文化芸術人材バンク及び文化芸術活動の担い手育成に関する調査及びプログラム構築を行うこととしている。先進事例等の調査を踏まえた文化芸術人材バンクと文化芸術担い手育成プログラムの構築を通じて、多様な人材の育成・確保することにより、アーツカウンシル機能としての取組の持続可能性を高める仕組みにつなげる。【措置済】</p>	文化観光スポーツ部文化振興課
監査意見	<p><b>【離島空港ちゅらゲートウェイ事業】</b>          本事業は一括交付金事業であるため、同制度終了後も取組として持続させることが課題となる。そこで、現状、石垣・宮古・久米の各空港は、施設管理は空港管理者である県の管轄であり、ターミナル運営は民間の運営会</p>	<p>監査意見を踏まえて、従来的一年草（パンジー、コスモス等）を主体とした緑化植物から、多年草木（ハイビスカス、サンダンカ、クロトン等）へ転換し、植え替え・水やり・剪定の頻度を抑える等管理が容易な仕組みを構築した。その結果、令和3年度中に、各施設管</p>	環境部環境再生課

<p>社（県も出資する第三セクター）が担っていることも踏まえ、本事業の取組の持続可能性を高める仕組みを構築すべきである。</p>	<p>理者へ本事業で整備した緑化植物の引継ぎを完了しており、令和4年度以降も各施設管理者において取組が継続される。 【措置済】</p>
--	---

—令和2年度包括外部監査報告に係る分—

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査指摘	<p>【一般会計繰入金のあり方】</p> <p>現状の繰入金算定の方法では、当該年度の実態を表せておらず、当該方法で算定された繰入金額が「収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」であるかどうか疑義が生ずるとともに、一般会計としても繰入金の効果を適切に測られているとは言い難い。</p>	<p>繰入金の算定方法については、「地方財政計画単価方式」を維持する。 (理由)</p> <p>1. 予算編成時の繰入額について、執行段階で、繰入基準の項目ごとに決算見込に基づく繰入金所要額を算定することは可能である。</p> <p>しかし、繰入金の算定方法について、財政課と協議の上、「地方財政計画単価方式」とすることとしたのは、公表されている単価に基づき繰入金額を積算することで、①繰入金に対する予見可能性を確保するとともに、②経営改善により繰入額がかえって減少してしまうことのないよう経営改善へのモチベーションを維持するためである。</p> <p>執行年度の決算見込に基づいて繰入額を算定し直すことは「収支差方式」による算定に相当するため、「地方財政計画単価方式」を採用した趣旨①②が失われるだけでなく、実状として再算定に要する時間を十分に確保することが難しい。</p> <p>2. 「収入をもって充てることができない経費」については、自治体病院が政策医療の不採算部分を担っているという性質から、能率的な経営を行って得られる収入では充てられない、または充てることが適当でない経営領域が構造的に認められるということを示すものであると解する。繰入金の算定方法について、必ずしも「収支差方式」という考えのみが帰結されるわけではないと考える。【措置済（相違分）】</p>	病院事業局病院事業経営課
監査意見	<p>【一般会計繰入金のあり方】</p> <p>「収入をもって充てることができない経費」がより合理的な算定となる仕組みを検討、構築すべきであり、その仕組みは病院事業の経営管理上も重要かつ有用である。なお、病院事業では各DPC病院に原価計算システムを順</p>	<p>1. 「収入をもって充てることができない経費」の算定の仕組みについては、「地方財政計画単価方式」を基本とする。繰入基準の項目によっては地方財政計画単価ではなく、研究研修費や基礎年金拠出金経費など直近の決算額に基づいて算定しているものもある。</p>	病院事業局病院事業経営課

	<p>次導入しているが、診療科別原価計算だけではなく、例えば救急医療、感染症医療、周産期医療など繰入基準の項目ごとに、原価計算を実施してみることも検討の余地があると考えます。</p> <p>また、令和元年度の病院事業繰入金総額は、85.2億円に上ることに鑑みると、決算書で繰入金の明細を開示することも重要かつ有用である。他の公営企業決算書（令和元年度湖西市病院事業会計決算書等）において開示事例があるため参考にされたい。</p>	<p>ただ、繰入基準項目は診療科別の区分と必ずしも一致するものではないこと、繰入金の受入勘定科目は他会計負担金、負担金交付金、他会計補助金と医業収益にとどまらないものであるのに対し、原価計算は医業収支に着目した考え方であること、などから、繰入基準項目ごとに原価計算を実施することについて、検討したものの最終的には実施は難しいと判断した。</p> <p>2. 繰入金の明細を開示することについては、湖西市の事例を参考に、令和3年度病院事業会計決算書から行った。【措置済（相違分）】</p>	
<p>監査指摘</p>	<p>【退職給付引当金の算定方法について】</p> <p>退職給付引当金に係る会計処理が会計基準に準拠しておらず、退職給付引当金及び退職給付費の計上額がいずれも実態に合致していない。（指摘）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計基準変更時差異が、新会計基準適用年度である平成26年度期首（すなわち平成25年度末）時点から、地方公営企業法規則附則第5条の経過措置に準拠して算定されていない。</li> <li>・ 退職給付費が、地方公営企業会計基準に準拠して処理されていない。</li> </ul> <p>そして、後述のとおり、監査人の推定によれば、令和元年度末時点において退職給付引当金の引当不足が8.7億円～9.7億円程度あると考えられる。</p>	<p>退職給付引当金の算定方法の見直しにより算定した退職給付引当金の不足額については、令和3年度決算において調整し、実態に合致させた。【措置済】</p>	<p>病院事業局病院事業経営課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【経営対策委員会の議事録について】</p> <p>経営対策委員会の目的（前述）及びPDCAサイクルにおける位置付けに鑑みると、予算やKPIの達成度を定量的に測定し、計画（予算）と実績の差異の原因分析に基づくさらなる改善策を検討・策定し、その改善策の実践に基づくKPIの達成度を測定する、というPDCAサイクルの実効性を確保する会議体である必要がある。</p> <p>しかし、経営対策委員会の検討内容が記録・保存されていない結果、改善策が明確化されず、その実行及び評価が曖昧なものとなり、PDCAサイクルの実効性に疑義が生ずる。</p>	<p>経営対策会議においては、医局や看護部、検査科や薬局等の診療支援部門、医事課等の事務部門の各部署長が集まり、月次損益の状況や目標達成における進捗状況を共有し、目標達成における課題や改善策を議論している。</p> <p>令和4年度からは議事録を作成し、経営対策委員会の検討内容の記録・保存を行っている。</p> <p>検討された改善策等については、診療科長、看護師長が参加する診療科長・看護部拡大会議において周知を図り、課題解決や目標達成に向けて各セクションが確実に取り組むこととしている。【措置済】</p>	<p>病院事業局南部医療センター・こども医療センター</p>
		<p>管理者及び診療部長が参加する経営対</p>	<p>病院事業</p>

		<p>策会議では、病床利用率の目標達成に係る進捗状況を共有し、その時点における課題や対策について議論し、令和2年度からは会議の開催後に議事録を作成して検討内容を記録している。今後も会議後は議事録を作成し、目標の達成度に係る検討、改善、評価を適切に行う。</p> <p>また、会議で検討された改善策等については、拡大管理者会議等においてフィードバックを行い、各セクションに対して目標達成に向けて、ベッドコントロール、退院促進等の取組を促すよう取り組んでいる。【措置済】</p>	局宮古病院
監査指摘	<p>【原価計算制度の活用方法について】</p> <p>原価計算がP D C Aサイクルに基づく継続的な経営改善に活用されるなど導入目的に即した運用がされていない。</p>	<p>以前から原価計算システムの分析結果を各診療科に提供していたものの、把握した課題の対応について、取組評価を実施できなかったことから、効果がこれまで計測されていなかった。</p> <p>現在は、原価計算システムを各診療科の収支や課題の把握、経営改善策の立案のための手段の1つとして、毎年実施している診療科別の院長ヒアリング及び毎月開催している経営対策委員会等で活用している。</p> <p>令和2年度は、前年度にネフローゼ症候群の短すぎる在院日数を改善した結果、1症例あたりのD P C収益が34万円増加した旨を確認し、引き続き改善の取組を継続することとした。</p> <p>また、令和3年度は、胃瘻造設時嚥下機能評価加算の周知を図る文書を発出するなど、診療科及び医事課等の各セクションで算定強化に取り組んだところ、当該加算の算定件数が前年度より7件増加した。</p> <p>今後も各セクションが協力し、問題点を抽出し、それに伴う課題を検討することで、継続的な経営改善に努めていく。課題を検討することで、継続的な経営改善に努めていく。【措置済】</p>	病院事業局南部医療センター・こども医療センター
監査意見	<p>【原価計算制度の活用方法について】</p> <p>今後の原価計算制度のあり方として、診療科別原価計算だけではなく、救急医療、感染症医療、周産期医療など繰入基準の項目ごとに原価計算データを入手できる体制の構築を検討されたい。</p>	<p>原価計算システムは病院に導入された時期がそれぞれ異なっており、診療科別の院長ヒアリングが未実施の病院もあるため、まずは診療科ごとに収益及び費用を集計したデータ構築を行い、診療科別院長ヒアリングを実施する。その後、結果検証の実施などP D C Aサイクルを構築できる体制を整えることが最優先と考</p>	病院事業局病院事業経営課



		<p>えている。</p> <p>また、現行システム上、診療科別原価計算と繰入基準項目ごとの計算の両立について検討したが、当該システムを導入した目的が診療科別の収支及び課題を把握する手段として活用する等であることもあり、運用方法としては現状の診療科別計算が最適であると判断した。【措置済（相違分）】</p>	
監査指摘	<p>【前回監査結果（平成15年度）に対する措置状況は適切か】</p> <p>診療科別原価計算の導入が必要である。</p>	<p>経営管理の効率化（継続的な経営改善）にあたり、原価計算結果等を参考に、</p> <p>（１）診療報酬改定に係る施設基準の新規取得、算定点検や査定検証及び指導料等の算定率向上等による診療報酬を確保する取組</p> <p>（２）地域医療機関との連携強化による新規入院患者数を確保する取組や、適切な病床管理による病床利用率の向上及び平均在院日数を短縮する取組</p> <p>（３）病院事業局の条例に定める使用料及び手数料の徴収根拠に基づき、病院事業を取り巻く環境変化に対応して徴収額を適正化する取組（例：選定療養費等の改正）</p> <p>（４）材料費縮減プロジェクトによる県立病院全体での医療材料の一括価格見積、病院管理職の参画による業者交渉等による低廉購入を進める取組</p> <p>（５）委託契約内容の点検、見直し等による委託費を適正化する取組等を行っているところである。</p> <p>沖縄県病院事業局では、県立中部病院及び県立南部医療センター・こども医療センターにおいては平成30年度から、県立北部病院、県立宮古病院、県立八重山病院においては令和元年度から診療科別原価計算を導入し運用している。【措置済】</p>	病院事業局病院事業経営課
監査指摘	<p>【前回監査結果（平成15年度）に対する措置状況は適切か】</p> <p>長期滞納者に関して、本人が死亡しており、保証人がいない場合でも、時効期間の5年が経過しないと償却をしていない例が見られた。この様な確実に回収が望めない滞納者の場合は、早期に不納欠損処理をすることを検討する必要がある。</p>	<p>病院事業局では、令和4年3月に「債権管理における標準業務マニュアル」を策定した。今後は当マニュアルに基づき、不能欠損処理を含めた適切な債権管理を行っていく。【措置済】</p>	病院事業局病院事業経営課

<p>監査指摘</p>	<p>【前回監査結果（平成15年度）に対する措置状況は適切か】</p> <p>地方公営企業法施行令第9条第6項には健全な会計処理がうたわれている。県病院事業財務規則第123条には、退職給与引当金の計上について規定がある。沖縄県病院事業会計において、退職給与引当金を計上すべきである。</p>	<p>退職給付引当金の算定方法の見直しにより算定した退職給付引当金の不足額については、令和3年度決算において調整し、実態に合致させた。【措置済】</p>	<p>病院事業局病院事業経営課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【請求保留レセプトについて】</p> <p>請求保留期間の長期化は、医業未収金の回収遅れに直結し、病院の資金繰りを悪化させる要因となる。</p>	<p>令和元年度末請求保留分について、令和3年5月に全件解消を確認した。</p> <p>今後発生する未請求保留分について、引き続き保留の要因（病名依頼中、公費申請中等）を確認の上、毎月進捗状況を把握し、数か月経過している案件について、関係者への督促や関係機関との調整を行い、早期解消を図る。【措置済（相違分）】</p> <p>請求保留の取組は継続的に取り組むべきものであると認識している。ちなみに、令和3年5月10日時点の請求保留額は3億5,711万3,127円で対前年比6,532万7,461円減となっている。</p> <p>保留の原因として挙げられるレセプトコメント記載遅れについては、医局への働きかけの際、注意喚起の取組として、医師の意識改善のためにナッジ理論を活用して対応した結果、医師の意識改善が見られ、同時点で医師に起因する保留額は1,986万6,391円で対前年比5,732万4,063円の減となっている。今後もナッジ理論における働きかけが継続して効果を生むよう、多角的なアプローチを進めている。</p> <p>また、もう一つの問題点として掲げている対応遅れの原因究明についても取り組んでおり、理由不明の請求保留が発生しないよう、毎月確認している。</p> <p>現状では、請求保留額が増加している要因としては、公費決定の遅れによるものが多く、全体の約7割を占める（2億3,098万2,256円）。そのうち、1億5千万円ほどが新型コロナウイルス感染症に係る公費である。また、令和3年度は各公費の更新作業もあったため、公費決定遅れに由来する保留は12月頃まで増加が見込まれている。その他の保留理由とし</p>	<p>病院事業局中部病院</p> <p>病院事業局南部医療センター・こども医療センター</p>

		ては、生活保護申請中や保険加入手続中、高額療養費の入金待ちや医師の点検待ち等の理由によるものである。保留期間については1年を超えることがないよう確認する対応を継続している。【措置済（相違分）】	
監査指摘	<p>【診療保留請求額の違算について】</p> <p>違算額の発生は、病院側がレセプト請求時に計上した医業収益の計上額に疑義があったことを意味している。したがって、違算額が発生した場合、適時に可能な限り原因分析を行い、再発防止に努める必要があると考えられる。</p> <p>違算発生の原因分析を適時かつ適切に実施できていない場合、将来、多額の違算が生じるリスクを孕む。</p>	<p>違算発生の大きな要因については、電子カルテシステムの集計誤りであり、内訳とすべき項目が計上されていたことと判明している。その他、複雑な公費の組合せや特別措置法など沖縄独自の公費があり、ベンダー対応が難しいものがあるため、手計算での修正対応は継続実施中である。</p> <p>違算額が判明次第、違算確認作業を実施し、違算額の縮減及び再発防止に努める。【措置済】</p>	病院事業局南部医療センター・こども医療センター
監査指摘	<p>【医業未収金残高について】</p> <p>医業未収金残高に係る内訳表が不正確になってしまっており、決算書の数値が正確であるとの心証が得られず、前述のような医業未収金に係るあるべき業務運用が実施されているかどうかについて疑義が生じている状況である。</p>	<p>過年度収入伝票処理に誤りがあったため、未収金管理表と決算値の未収金残高の不一致を修正した。令和3年度決算においては、財務会計と医事会計の未収金残高の数値は決算数値と一致している。</p> <p>令和4年度以降も、財務諸表において医業未収金残高が適正に表示されるよう、四半期毎にチェックを行い、適正な会計処理の実施に努める。【措置済】</p>	病院事業局南部医療センター・こども医療センター
		<p>令和3年2月以前は、多良間診療所における年度末時点の現金を未収金勘定に計上していたため、残高試算表と債権管理台帳の数値に齟齬が生じていた。</p> <p>令和3年3月26日付けの通知（病経第782号）により、令和3年3月以降は診療所で保管する月末日時点の現金を未収金勘定ではなく現金勘定へ計上する方法に改められている。</p> <p>また、令和2年度決算においては、残高試算表と債権管理表の数値を一致することを確認の上、決算整理を行った。</p> <p>令和3年度以降も、財務諸表において医業未収金残高が適正に表示されるよう、適正な会計処理の実施に努める。【措置済】</p>	病院事業局宮古病院
		<p>平成25年度以前の過年度未収金において、財務システム導入時の事務処理の不備によって数値に誤差が生じたと考えられる。残高試算表と債権管理台帳の数値</p>	病院事業局精和病院

		<p>の差については、令和4年3月に修正処理を終えた。</p> <p>今後については、定期的に行う突合処理で確認事項を増やし、適正な事務処理と正確な未収金残高の把握に努める。</p> <p><b>【措置済】</b></p>	
監査意見	<p><b>【医業未収金の回収について】</b></p> <p>観光客や海外居住者など一時滞在者に対する未収金管理は、病院単独での解決は困難である。観光立県を目指す観点からは、観光客向け医療サービスの提供体制に加えて、未収金の管理・回収方法についても、医療機関だけではなく、県として取り組むべきコロナ後を見据えた重要な課題と認識して、検討・構築されたい。</p>	<p>病院事業局では、令和4年3月に「債権管理における標準業務マニュアル」を策定した。今後は当マニュアルに基づき、観光客や海外居住者など一時滞在者に対する未収金管理を含めた適切な債権管理を行っていく。</p> <p>国において、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、厚生労働省と出入国在留管理庁の連携により、保険医療機関での一定額以上の医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報収集・共有及び入国審査の厳格化を実施している。</p> <p>沖縄県病院事業局では、同事業に情報提供を行い、訪日外国人受診者による医療費不払いの発生防止に積極的に取り組んでいく。</p> <p>また、観光振興課の実施する「インバウンド医療受入体制整備事業」を活用し、外国人観光客患者に対応するため電話や映像端末通信による通訳を提供する「電話・映像医療通訳サービス」を利用している。同サービスでは、映像通訳対応端末を県立病院にて計18台配布を受けるなど、海外患者の受入体制が整備されている。<b>【措置済】</b></p>	病院事業局病院事業経営課
監査指摘	<p><b>【勘定科目の残高明細（内訳）の未整備について】</b></p> <p>契約別内訳表が作成されていないため、貸借対照表残高を構成する各契約の処理の妥当性を検証することができず、決算書の数値が正確であるとの心証が得られない状況である。</p>	<p>企業債、借入金、リース債務の令和3年度決算から作成することとし、明細（契約別内訳表）について、貸借対照表残高と一致させた。<b>【措置済】</b></p>	病院事業局南部医療センター・こども医療センター
監査指摘	<p><b>【貸倒引当金算定上の未収金残高について】</b></p> <p>貸倒引当金の正確性に疑義が生じている状況である。</p> <p>中部、センター、精和の各病院は「残高試算表」と「債権管理台帳」の残高を一致させる決算処理を実施すべ</p>	<p>令和元年度決算時の未収金額の入力誤りについては、本庁に報告済。修正は不要となった。令和3年度決算では、貸倒引当金算定表と個人未収金残高（及び未収金管理台帳）が一致していることを確認した。</p> <p>医業未収金について、財務システムの</p>	病院事業局中部病院

	<p>きである。</p> <p>その上で、「貸倒引当金算定資料」と「残高試算表」の医業未収金残高が一致していることを確かめる決算処理を実施すべきである。</p>	<p>未収計上金額と医事システムの未収残高の突合作業を毎月定期的に行い、調定変更などで差が生じた部分について都度修正を行い、未収残高に差異が生じないよう対応する。【措置済】</p>	
		<p>令和3年度決算においては、財務会計と医事会計の未収金残高の数値は決算数値と一致している（令和3年度の決算資料にて貸倒引当金算定表と決算資料の個人未収金残高が一致していることを確認した。）。【措置済】</p>	<p>病院事業局南部医療センター・こども医療センター</p>
		<p>貸倒引当金算定の基礎数値となる未収金残高の算定誤りがあり、令和元年度の貸倒引当金に引当不足が生じていた。</p> <p>令和2年度決算においては、残高試算表と未収金管理台帳の数値が一致していることを確認した上で貸倒引当金繰入額の計上を行っており、これによって令和元年度の貸倒引当金の不足を修正している。</p> <p>今後は、残高試算表と債権管理台帳の数値が一致していることを確認し、正確な数値で貸倒引当金の算定を行う。【措置済】</p>	<p>病院事業局宮古病院</p>
		<p>残高試算表と債権管理台帳の残高について、令和4年3月に残高を一致させる処理を完了している。また、貸倒引当金について、「未収金残高表」の未収金残高を「貸倒引当金算定表」へ入力して貸倒引当金を算出している。</p> <p>正確な未収金残高の把握のために毎月行う突合業務を改善し、貸倒引当金の正確性確保に努める。改善方法としては、財務システムと医事電算システムの突合処理を行う際に、債権者項目の確認も追加することで適正な事務処理を図っていく。【措置済】</p>	<p>病院事業局精和病院</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【長期借入金の実績報告について】</p> <p>決算報告書において、平成31年度沖縄県病院事業会計当初予算議案第3条なお書き（「営業運転資金に充てるため、一般会計から長期借入金2,000,000千円を借り入れる。」）で議決を受けた長期借入金（本件借入）に係る記載がない。</p>	<p>一般会計から長期借入を行った場合は、令和3年度から決算報告書に注記で記載を行うこととした。</p> <p>※令和3年度は長期借入は行わなかった。【措置済】</p>	<p>病院事業局病院事業経営課</p>

	<p>公営企業会計は、官公庁会計と同様に予算制度を採用している。予算に対する実績を示すために「当該予算の区分に従って作成」される（地方公営企業法第30条第7項）のが決算報告書である。しかし、本件借入は議決を経た予算情報であり、かつ固定負債の増加要因であるにもかかわらず、その事実が決算書において全く開示されていないため、決算情報として不十分と言わざるを得ない。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>【たな卸資産購入限度額の実績報告について】</p> <p>病院事業においては、たな卸資産として多額の貯蔵品を保有しているが、予算が執行されるのは当該貯蔵品が払い出されるときである。一方、債務の負担（現金の支出）は購入時になるため、当該年度の購入限度額について議会の関与を受けるものである。ここで、平成31年度（令和元年度）の最終的な予算で定めた「たな卸資産購入限度額」である139億円（内訳：薬品86億円、診療材料53億円）の執行額について、決算書において何ら開示されていない。</p> <p>「たな卸資産購入限度額」139億円は、病院事業支出予算の総額850億円のうち約16.4%を占めるにもかかわらず、購入費実績及び当該消費税額が開示されていないことは、予算の執行状況を把握・検証するための情報が不足しており、決算報告書の内容としては不十分と言わざるを得ない。</p> <p>本件に係る開示事項は、地方公営企業法施行規則第48条1号別記第九号様式に定められてはいないが、開示することが望ましい。</p>	<p>令和3年度決算から、決算報告書の欄外にたな卸資産購入限度額の購入費実績及び当該消費税額を記載した。【措置済】</p>	<p>病院事業局病院事業経営課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【企業債収入について】</p> <p>通常、発生主義により経理する公営企業会計では、債権として確定しているものは、年度末において未収入であっても、収入として決算する。ただし企業債については、総務大臣または都道府県知事の許可または同意があっただけでは債権債務の発生とはみなされず、未収金として決算することは認められていない（『昭和33年自丁理発</p>	<p>企業債について、年度末までに収入するよう借入手続を完了するためには、例えば令和3年度の場合、令和3年12月末までに借入額を確定する必要がある。しかし、実際には起債対象事業について年内分の進捗状況を確認する際、病院現場の医療提供体制に予期せぬ変更が一定程度発生するため、令和4年1～3月の事業量見込にも流動的な要素が残る。また、令和3年度当初予算を編成した時点</p>	<p>病院事業局病院事業経営課</p>



第14号理財課長回答』あるいは『質疑応答公営企業実務提要』（地方公営企業制度研究会）P.1424等）。企業債は国庫補助金や他会計出資金等と異なり、当該公営企業の将来にわたる債務であり、償還義務が生じる借入金であるため、実際に借り入れた時に債務が確定し収入として決算されることになっている。

しかしその結果、決算済み事業費に対する起債を翌年度充当するような処理が生じることがあり、地方自治法208条第2項で定められた会計年度独立の原則及び資金手当てとしての起債の性格に鑑みると不適当となる。そのため、会計年度独立の原則を考慮した決算情報の開示が必要となるが、現状の決算書においては以下の点で問題がある。

1. 企業債明細書上、令和元年5月31日と6月27日に合わせて2.6億円の発行額が記載されているが、これが④の平成30年度に同意を受けた企業債であることは表示されていない。

2. 決算報告書上、④の収入は本来、令和元年度予算には含まれていないものであるにもかかわらず、令和元年度の資金的支出の財源として対応することとなり、事実を反映していない。

3. やむをえず未収企業債として処理する場合には、後述する補てん財源の説明として、その旨を情報提供すべきところ、何ら開示されていない。

なお、起債の同意等年度の効力がどこまで及ぶかについては、法令で定められたものはない。地方公営企業の場合、資金需要のない借入を行うのは非効率であるため、起債同意等年度の起債対象事業費のうち、決算において未払金として処理したものについては、企業の決算済み事業費に対して貸付ができることとされている（『総務省消防庁ホームページ 令和2年度地方債についての質疑応答集』1-2-1など）。令和元年度の建設改良費は、決算額51億円のうち56%超にあたる29億円が未払いで決算されており、当該未払額について決算時点では資金が必要では無かったと言える。

以上の点から、「未収企業債」を

から対象事業の財源内訳にも変更が起こり、予算編成時に企業債を財源として見積もっていた分が国庫補助金等の他の財源を確保できるケースが頻繁に見られる。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が見られた近年は、この傾向が顕著であった。

このような状況において年内での借入額確定を目指す、勢い過大な企業債借入金の計上につながるため、健全な資金繰りの観点からはこの点は慎重でなければならない。

このため、令和4年1～3月の資金需要については年明けから改めて精査の上で借入額を確定し、令和4年5月借入をやむを得ず一定程度は行うこととした。

なお、企業債の借入に当たり、充当財源である建設改良費の年度内執行分についてできるだけ当該年度内に借入を行うことに努める方針に変わりはない。やむを得ず未収企業債として過年度に起債するときは、企業債明細書において起債同意年度の明記等必要な情報を記載している。【措置済（相違分）】

	<p>「翌年度」収入として決算することが許容されるという見解も考えられる。</p> <p>しかし一方で、予算様式第7条「起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法」で翌年度以降収入できる文言が付されることがあるが、これは予算単年度主義の例外として認められた継続費の通次繰越や建設改良費繰越を想定したものであることも考慮する必要がある。また、地方公共団体の契約にも準用される、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第6条では、「対価の支払の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求書を受理した日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日（略）以内の日としなければならない。」と定められていることから、決算日後、時間をおかずに資金が必要になることは自明である。このことに鑑みれば、「未収企業債」を「翌年度」収入として決算することは合理性に乏しいと言わざるを得ない。</p>		
<p>監査指摘</p>	<p><b>【資本的支出について】</b></p> <p>建設改良費予算は、各病院における様々な事情を考慮し、精緻に検討された購入計画に基づいて計上された予算である。年度当初から計画的に予算が執行されることで、より早く優れた医療サービスの提供が可能となり、ひいては収益の獲得に寄与しうると考えられる。</p> <p>資産購入費の執行計画は、ほとんどの予算が上半期に執行されることになっているが、実際の納期限が年度末に設定されるなどの理由で計画通りに執行できていない。（指摘）</p> <p>高額な医療器械の中には受注生産等により、納期に時間がかかるものがあることは理解できる。しかし、そのことを見越した発注事務が適切になされていないため、予算執行の遅延と多額の不用額の発生を招き、ひいては、収益獲得の機会を逸することで収支全体の予算についても影響が及ぶと考えられ、合理的な経営活動の阻害要因となっている。</p>	<p>予算執行計画（沖縄県病院事業局財務規程第119条第1項）の作成に当たり、施設整備費及び資産購入費の執行時期を第3・四半期以降とするよう作成依頼していたが、令和3年度にはこれを改め、「第3・四半期以降の執行とすること」の記載を削除した。</p> <p>この結果、令和3年度の資本的支出予算の執行状況については、令和2年度に比べて上半期における執行割合が増加しており、計画的な予算執行に沿った姿となった。</p> <p>今後も、借入までの資金繰りについて十分考慮した上で予算執行計画を作成し、計画どおり執行することとしている。 <b>【措置済】</b></p>	<p>病院事業局病院事業経営課</p>

監査指摘	<p>【キャッシュ・フロー計算書等関連の注記について】</p> <p>令和元年度決算書の表記が正確であるとは言い難い。</p>	<p>決算書の注記表に記載すべき項目が漏れなく、かつ、適切に記載されるようにする目的で、令和3年度決算調製から活用することができるよう、注記項目をリストアップしたチェックリストを作成し、各病院に周知した（令和4年3月8日付け病経第736号）。【措置済】</p>	病院事業局病院事業経営課
監査指摘	<p>【事業報告書における医療機器及び備品の取得状況について】</p> <p>各財務諸表間、ならびに各財務諸表と内部管理資料の間で矛盾が生じているため、決算書の金額の正確性に疑義が生ずる。</p>	<p>決算附属資料の事業報告書における医療機器及び備品の取得状況については、当該決算年度に取得した機器等を記載している。</p> <p>一方、取得財源の内訳の項目においては、未収企業債等、当該決算年度に係る執行分以外も記載しているため、決算額と必ずしも一致していない。</p> <p>令和3年度決算調製から、決算額と整合性が確認できるような表記とすることを開始した。【措置済】</p>	病院事業局病院事業経営課
監査指摘	<p>【診療所における年度末現金残高の取扱いについて】</p> <p>決算書における貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書上、年度末のあるべき現金預金残高が計上されておらず、実態を開示していない。</p>	<p>附属診療所における年度末現金残高の取扱いについては、本庁から会計処理方法の変更について通知（令和3年3月26日付け病経第782号「年度末における収益及び費用の経理処理について」）が発出されている。</p> <p>当該通知の「3 診療所の現金の残高にかかる経理処理について」によれば、診療所における各月末時点の現金は、従来、未収金勘定に計上していたところ、これを現金勘定へ計上する方法へ改められており、各病院においても令和3年3月分より当該通知に基づく処理を行っている。【措置済】</p>	病院事業局北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院、八重山病院
監査指摘	<p>【貯蔵品（診療材料等）における長期滞留品について】</p> <p>病院事業における長期滞留品は、公金を原資とする資本を投下したものの事業運営に寄与していない資産と言える。そのような長期滞留品が把握できていないため、投下資本のムダが放置されている状況である。</p>	<p>令和3年度から在庫管理システムを用いて、貯蔵品（診療材料等）の購入数及び使用数の蓄積データを各月ごとに分析し、各部署の適正在庫数の見直しを薬事委員会（委員長は副院長、委員は薬局長及び薬局職員、各診療科医師、看護師長、事務部職員）及び診療材料購入選定委員会（委員長は副院長、委員は医療部長、副看護部長、看護師長、事務部職員）へ提案している。</p> <p>また、当該部署で長期間使用のない貯蔵品（診療材料等）に関して、一度院内の薬局ないし診療材料保管倉庫へ返却し、使用が見込まれる部署への在庫移動</p>	病院事業局南部医療センター・こども医療センター

		を行ったり、他の県立病院へ使用予定がないか確認し、譲渡するなど期限切れとしないよう努めている。【措置済】	
監査指摘	<p>【固定資産の取得及びその財源（繰入金）に係る取扱いについて】</p> <p>1. 固定資産の取得年度と異なる年度に繰入が行われた場合、以下の点で決算書の適切な情報開示が阻害されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産の取得に要する経費が、「経営に伴う収入をもって充てることができない」額かどうかを正しく判定されず、繰入金の効果が測定できない。</li> <li>・長期前受金（繰延収益）の収益化は、減価償却費をどのような財源で賄ったかを明確にするための処理であるが、減価償却費と長期前受金戻入益が対応しないため、「費用収益対応の原則」に反しており、経営成績を適切に開示していない。</li> </ul>	<p>令和4年1月28日付け病経第642号「沖縄県病院事業局固定資産管理規程等に基づく事務手続きについて（依頼）」における固定資産管理の基本事項が適切に踏まえられている上で、固定資産の取得年度に、財源に応じて長期前受金（繰延収益）の収益化を、減価償却費の計上と同時に行っている。</p> <p>やむを得ず固定資産の取得年度の後年度に繰入金を計上するケースがある場合は、過年度の収益化相当分を「その他特別利益」に計上する。【措置済】</p>	病院事業局病院事業経営課
監査指摘	<p>【固定資産の取得及びその財源（繰入金）に係る取扱いについて】</p> <p>2. 固定資産台帳の情報が網羅的に登録されていないため、本件の長期前受金（繰延収益）の収益化といった会計処理が耐用年数にわたり長期間不適切になるリスクがある。</p>	<p>令和4年1月28日付け病経第642号「沖縄県病院事業局固定資産管理規程等に基づく事務手続きについて（依頼）」を各病院事務部長宛て発出し、①毎月行っている施行状況報告において施設整備費に係る固定資産登載状況についても確認し、未登載の場合は登録すること、②「沖縄県病院事業局固定資産管理規程」第10条（取得の報告）の手続漏れがないよう留意すること、③資産取得報告時に、固定資産台帳の情報が網羅的に登録されているか確認すること、等の固定資産管理に係る基本的な事項を改めて周知している。【措置済】</p>	病院事業局病院事業経営課
監査指摘	<p>【固定資産の現物確認のあり方について（その2）】</p> <p>保有する固定資産の一部についてのみ現物確認が行われており、「沖縄県病院事業局固定資産管理規程」第12条に準拠していない。</p> <p>現物確認は本来、以下の機能を有しているが、第12条に準拠していないため、決算書における固定資産残高の実在性、網羅性及び評価の妥当性に疑義が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産台帳に記載されている固定</li> </ul>	<p>沖縄県病院事業局固定資産管理規程第12条に基づき、令和3年度から、固定資産台帳に記載がある全ての固定資産について、実地照合（現物確認）を行っている。</p> <p>【具体的方法】</p> <p>1. 令和3年10月に、年度末の現物確認の準備として、資産への管理シールの貼付調査、資産の移動調査を行い、管理シール及び固定資産台帳の事前整備を行った。</p> <p>併せて、管理シールや資産移動の運用</p>	病院事業局八重山病院

	<p>資産が実際に存在することを確認することができる。（実在性の確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現物は存在しているにもかかわらず、固定資産台帳に記載されていない、という資産が無いかどうかを確認することができる。（網羅性の確認）</li> <li>・遊休状態になっている資産や破損している資産の有無を確認することができる。（帳簿価額の評価の妥当性を確認）</li> </ul>	<p>実態を検証し、管理シールの運用および資産移動時のルールを検討し、それを院内に周知する。</p> <p>2. 適切な現物確認を担保するため「現物確認マニュアル」を令和4年2月末までに作成し、令和3年度末に実施する固定資産現物確認時にこれを活用する。</p> <p>3. 固定資産台帳に登録されている資産一覧を各セクションに送付し、各セクションにて登録された固定資産が実際に存在するか確認を行う（実在性の確認）</p> <p>4. 各セクションで保有している固定資産の中で、当該資産一覧に載っていない機器等があれば、固定資産台帳に追加登録する。（網羅性の確認）</p> <p>適切な管理ができるよう『固定資産棚卸マニュアル』を作成し、令和3年度の棚卸しを実施した。実施結果について一部確認できていないものについては、令和4年12月末までに調査を実施し、令和4年度の棚卸しに反映させる。【措置済】</p>	
監査指摘	<p>【除去予定の固定資産に係る会計処理（減損処理）について】</p> <p>前述（減損会計について）のとおり、遊休資産で将来の使用見込みがないものについては、他の固定資産グループとは区分した独立したグループとして取扱うことが原則である。本件のような固定資産は、正味売却価額（当該固定資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される金額）まで減損処理すべきだが、実施されておらず、結果として財務諸表が実態を適切に開示していない。</p>	<p>令和3年度から毎年固定資産の現物確認を行っており、同時に使用状況調査も行うことで遊休資産の把握に努めている。使用頻度のない固定資産は他セクションや他病院へ照会し、必要とするところへ配置替えしている。</p> <p>また、故障や老朽化等により廃棄が必要な固定資産においても予算を確保したうえで適切に対応したため、現時点で遊休資産はない。【措置済】</p>	病院事業局南部医療センター・こども医療センター
監査指摘	<p>【除去予定の固定資産に係る会計処理（減損処理）について】</p> <p>実際の除却に費用が掛かるとしても、「除却費用の予算の有無」と「減損処理の要否」は無関係であり、予算に過度に縛られることにより、必要な会計処理が漏れるという風土が非常に問題である。</p>	<p>令和3年度から毎年固定資産の現物確認を行っており、同時に使用状況調査も行うことで遊休資産の把握に努めている。使用頻度のない固定資産は他セクションや他病院へ照会し、必要とするところへ配置替えしている。</p> <p>また、故障や老朽化等により廃棄が必要な固定資産においても予算を確保したうえで適切に対応したため、現時点で遊休資産はない。【措置済】</p>	病院事業局南部医療センター・こども医療センター
監査指摘	<p>【リース取引の会計処理判定及び契約</p>	<p>今後の容易な検証のために、リース取</p>	病院事業

	<p>満了後の取扱いについて】</p> <p>リース取引判定資料が整備・保管されていないため、リース取引において採用した会計処理が適切かどうか容易に検証できず、会計処理の妥当性に疑義が生ずる。</p>	<p>引判定の資料を整備・保管することとした（指摘のあった機器備品については、令和2年度にリース資産から固定資産へ振替済みである）。【措置済】</p>	<p>局中部病院</p>
監査指摘	<p>【リース取引の会計処理判定及び契約満了後の取扱いについて】</p> <p>リース期間満了により自己所有となった固定資産とリース資産が決算書上、明確に区別されていないため実態を正しく開示していない。</p>	<p>今後の容易な検証のために、リース取引判定の資料を整備・保管している（指摘のあった機器備品については、令和2年度にリース資産から固定資産へ振替済みである）。</p> <p>自己所有の固定資産とリース資産を区別するため、リース資産に契約情報を記載したシールを貼付することとした。【措置済】</p>	<p>病院事業局中部病院</p>
監査指摘	<p>【委託契約事務（資産購入及び保守契約）について】</p> <p>本件保守契約の選定理由から思うに、当初より保守契約もシステムベンダーに委託することが想定される。しかし、本体システムのプロポーザル段階において仕様書で保守契約も含めて選定することで、取得と維持管理に係るトータルコストを下げるという取組みがなされていないため、経営の効率化を図る機会を逸している。</p>	<p>令和2年度に実施した医事会計システム及び電子カルテシステム導入プロポーザルにおいて、導入後5年間の保守費用も評価対象とし、契約業者を選定したことで、経営の効率化を図った。【措置済】</p>	<p>病院事業局精和病院</p>
監査指摘	<p>【特命随意契約の合理性について（個別契約）】</p> <p>1. 特命随意契約の締結手続きが「沖縄県随意契約ガイドライン」に準拠していない。仕様書は、委託する業務について、病院が要求する内容、範囲及び水準を提示するものである。仕様書が無ければ、委託する業務の詳細な内容等が明確にならないため、本件が「契約を履行できる者が特定されるなど、真にやむを得ない特別な事情がある場合」に該当するのか疑義が生ずる。（指摘）</p> <p>2. 仕様書が無いため、当該委託業務の結果が、委託料に見合う水準であるかどうかの検証も困難である。（指摘）</p> <p>3. 以下の点で、特命随意契約とする理由が不十分と考えられる。（指摘）（南部医療センター・こども医療センター）</p>	<p>随意契約の締結に当たっては、仕様書の確認、選定理由の確認等、執行担当者・課だけでなく経理担当者・課においても確認し、沖縄県随意契約ガイドラインに基づき適正に処理することとする。</p> <p>内容を精査し、医療用カーテンは令和3年3月、コピー機は令和2年7月、ネットワーク保守は令和3年3月、エアマットは令和4年4月から一般競争入札を行っている。【措置済】</p>	<p>病院事業局南部医療センター・こども医療センター</p>

	<p>・医療用カーテン賃貸借契約 「前年度から継続して利用した方が経済的」という判断で特命随意契約としていたが、他社に委託した場合の委託料の比較・検討資料等は作成されておらず、判断根拠が不十分である。</p> <p>・ネットワーク保守業務契約 本業務は当初、平成29年度から電子カルテ更新に伴う準備として、ネットワーク再構築のための諸課題に関する整理を行っていた。平成29年度当時、病院側は本業務を委託していた会社に対し諸課題を提示するよう何度か依頼していたが、委託先の会社から課題が提示されることがなかったため、委託先会社の能力に疑問を抱き、令和元年度において委託先を変更した。新たな委託先の検討に当たり、病院は電子カルテ更新に係る業務を委託している先に委託すれば問題は解消すると判断し、本業務についても電子カルテ更新に係る業務を委託している会社と特命随意契約を締結したものである。</p> <p>平成29年度当時に本業務を委託していた会社の能力に疑問を抱き変更の必要性が生じたという点は理解できるが、新たな委託先の選定に当たり、電子カルテ更新に係る業務を委託している先が本業務を遂行できる唯一の会社であるとの判断根拠は不十分である。</p>	
--	--	--

一 令和3年度包括外部監査報告に係る分一

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【指定管理者制度の導入】 「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」に、指定管理者制度導入を検討した結果、住民ニーズへの効果的・効率的な対応、サービスの向上・経費の削減等が望めないと判断される場合についても、指定管理者制度を導入しない旨明記されたい。</p>	<p>指定管理者に行わせることができる業務が事実行為に限られる場合は、指定管理者制度を導入しても住民サービスの向上や経費の削減等を図ることが期待できないことから、令和4年3月25日付けで「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」を改正し、指定管理者制度導入の例外に追加した。【措置済】</p>	総務部行政管理課
監査意見	<p>【指定管理者制度の導入】 「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」において、原則として指定管理者制度を導入するとの方針を修正するか、例外的にPFI事業の導入に伴う管理体制について言及された</p>	<p>令和4年3月25日付けで「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」を改正し、指定管理者制度導入の例外に「PFIなど特定の事業により管理を行うと決定されたもの」を追加した。【措置済】</p>	総務部行政管理課

	い。		
監査指摘	<p>【指定管理者制度の導入】</p> <p>指定管理者の選定については、公募で行うことが大原則であり、例外的に非公募にて行うとしても、非公募で行う場合の要件について、条例又は要綱等において明確に定めておくべきである。</p>	<p>令和4年3月25日付けで「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」を改正し、これまで「例示」としていた公募の例外について、限定列挙の形に変更し、明確にした。【措置済】</p>	総務部行政課
監査意見	<p>【沖縄県国営沖縄記念公園内施設（海洋博覧会地区内施設）】</p> <p>指定管理者より提出された再委託承認申請書に係る疑義事項について、指定管理者にヒアリング等を行った場合には、後日再委託の妥当性を検証できるよう文書化されたい。</p>	<p>疑義事項がある場合はメモ等を作成し、後日再委託の妥当性を検証できるようにしている。【措置済】</p>	土木建築部都市公園課
監査意見	<p>【沖縄県国営沖縄記念公園内施設（海洋博覧会地区内施設）】</p> <p>「沖縄県国営沖縄記念公園内施設（海洋博覧会地区内施設）の管理運営に関する基本協定書」における実績報告書の提出期日について、運用指針等に従い適切な提出期日を設定されたい。</p>	<p>県の運用方針に従い適切な提出期日を設定し、公募した。【措置済】</p>	土木建築部都市公園課
監査意見	<p>【沖縄県国営沖縄記念公園内施設（海洋博覧会地区内施設）】</p> <p>モニタリングは、会計年度終了後速やかに実施し、翌会計年度の事業の見直し等に利用すべきものであるから、指定管理者制度運用委員会をあるべき時期に開催されたい。</p>	<p>令和3年度のモニタリング実施結果の検証に係る指定管理者制度運用委員会については、令和4年7月15日（金）に開催した。【措置済】</p>	土木建築部都市公園課
監査意見	<p>【沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）】</p> <p>指定管理者より提出された再委託承認申請書に係る疑義事項について、指定管理者にヒアリング等を行った場合には、後日再委託の妥当性を検証できるよう文書化されたい。</p>	<p>疑義事項がある場合はメモ等を作成し、後日再委託の妥当性を検証できるようにしている。【措置済】</p>	土木建築部都市公園課
監査意見	<p>【沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）】</p> <p>「沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）の管理運営に関する基本協定書」における実績報告書の提出期日について、運用指針等に従い適切な提出期日を設定されたい。</p>	<p>県の運用方針に従い適切な提出期日を設定し、公募した。【措置済】</p>	土木建築部都市公園課



監査指摘	<p>【沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）】</p> <p>モニタリングシートにおける整合性の検証は、当初の事業計画と実績報告書を比較検討して行うべきである。</p>	<p>運用方針に従い、モニタリングシートにおける整合性の検証は、令和3年度から当初事業計画と比較検討を行い、業務計画変更がある際はその妥当性を記載している。【措置済】</p>	土木建築部都市公園課
監査指摘	<p>【沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）】</p> <p>業務計画の変更が必要な場合には、変更前に、指定管理者に業務計画書を提出させ、その適正性を判断すべきである。</p>	<p>令和3年度以降は、業務計画を適宜変更するとともに、変更にあたっては、事前に提出を求めた上で、その適正性を判断した。【措置済】</p>	土木建築部都市公園課
監査意見	<p>【沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）】</p> <p>モニタリングは、会計年度終了後速やかに実施し、翌会計年度の事業の見直し等に利用すべきものであるから、指定管理者制度運用委員会をあるべき時期に開催されたい。</p>	<p>令和3年度のモニタリング実施結果の検証に係る指定管理者制度運用委員会については、令和4年7月14日（木）に開催した。【措置済】</p>	土木建築部都市公園課
監査意見	<p>【沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）】</p> <p>「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」の規程の通り、施設所管課による資料等の作成・提出期限（翌年度の7月末日まで）を徹底し、速やかにモニタリング検証結果をホームページにて公表されたい。</p>	<p>マニュアルに従い令和3年度のモニタリング検証結果については令和4年7月末までに提出しており、その後、速やかにホームページにて公表した。【措置済】</p>	土木建築部都市公園課
監査指摘	<p>【沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）】</p> <p>沖縄県ホームページにおいて公表されているモニタリングシートについては、文字切れ等がないか、項目立てについて正確であるか等、校閲を実施した上で掲載すべきである。</p>	<p>令和3年度のモニタリング検証結果のホームページへの掲載にあたっては、複数名による校閲を実施した。【措置済】</p>	土木建築部都市公園課
監査意見	<p>【沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）】</p> <p>「沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）管理運営仕様書」において、残存建物や復旧が予定される復元建築物等が、火災に対して脆弱であることを明示した上で、火災再発防止のための具体的な指示のもと「安全衛生管理計画」及び「消防計画」の策定を求められたい。</p>	<p>現指定管理者においては、首里城火災に関する再発防止等報告書等を踏まえ消防計画やマニュアル等を見直し再発防止に取り組んでいるところである。</p> <p>次期指定管理者の公募においては、「防災・防火対策にあたっては・・・県が策定した「首里城公園管理体制構築計画（令和4年4月）」及び同計画に基づき今後検討される具体的な取組について真摯に取り組むこと。」や、「首里城公園における防災センター機能の役割分担</p>	土木建築部都市公園課

		の考え方」に基づき消防計画を策定すること」など、参考となるガイドライン等に基づき、安全衛生管理等の実施方針を含めた業務計画書を策定することについて、仕様書に明示している。【措置済】	
監査意見	<p>【沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）】</p> <p>「首里城火災に関する再発防止策等報告書」（113頁）に提言されている電気火災対策・イベント対策を踏まえた電気設備の日常点検の実施、電気関係の管理ルールの方針に関し、仕様書、業務計画書等に明記されたい。</p>	<p>現指定管理者は、令和3年度業務計画書において、法定点検に加え自主的に管理する項目を定め施設の安全点検をするとし、法令等に定めのない設備機器等については、自主管理（点検要領）を定め正常で良好な機器保全に努める旨、明記している。【措置済】</p>	土木建築部都市公園課
監査意見	<p>【沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）】</p> <p>「首里城火災に関する再発防止策等報告書」（90頁）の指摘を踏まえ、施設内の設備更新や修繕等に関する方針・計画について、定期的に検証し、火災時の消防計画等についても、施設の整備状況、利用者の増減、イベントの実施内容等に応じた見直しを行う旨仕様書、業務計画書等に明記されたい。</p>	<p>設備更新や修繕等に関する方針・計画については、定期的に検証するとともに、次期指定管理者の公募にあたり防災・防火対策について、訓練や自己評価を通じ継続的な改善に取り組むよう、仕様書に明記している。【措置済】</p>	土木建築部都市公園課
監査意見	<p>【県営首里城公園】</p> <p>指定管理者より提出された再委託承認申請書に係る疑義事項について、指定管理者にヒアリング等を行った場合には、後日再委託の妥当性を検証できるよう文書化されたい。</p>	<p>疑義事項がある場合はメモ等を作成し、後日再委託の妥当性を検証できるようにしている。【措置済】</p>	土木建築部都市公園課
監査意見	<p>【県営首里城公園】</p> <p>「県営首里城公園の管理に関する基本協定書」における実績報告書の提出期日について、運用指針等に従い適切な提出期日を設定されたい。</p>	<p>県の運用方針に従い適切な提出期日を設定し、公募した。【措置済】</p>	土木建築部都市公園課
監査意見	<p>【県営首里城公園】</p> <p>モニタリングは、会計年度終了後速やかに実施し、翌会計年度の事業の見直し等に利用すべきものであるから、指定管理者制度運用委員会をあるべき時期に開催されたい。</p>	<p>令和3年度のモニタリング実施結果の検証に係る指定管理者制度運用委員会については、令和4年7月14日（木）に開催した。【措置済】</p>	土木建築部都市公園課
監査指摘	<p>【県営首里城公園】</p> <p>基本協定書、募集要項、仕様書及び水準書等に、国営公園首里城地区内施設に準じた安全衛生管理業務に関する</p>	<p>現指定管理者においては、首里城火災に関する再発防止策等報告書の指摘を踏まえ、全体での消防訓練を毎月1回実施するなど防災体制の一体化・効果的運用に</p>	土木建築部都市公園課

	<p>具体的な規程を設けるとともに、防災センター機能を公園全体として一体的・統一的に構築し、防災体制の一体的・効果的運用を行う旨明記すべきである。</p>	<p>努めている。</p> <p>次期指定管理者公募においては、県が管理する公園全体として一体的・統一的な防災体制を構築するため、国営公園首里城地区内施設及び県営首里城公園を一括公募するとともに、仕様書において、防災・防火対策に対する取組等について明記している。【措置済】</p>	
監査指摘	<p>【沖縄県立博物館・美術館】</p> <p>再委託先との契約書を閲覧したところ、暴力団排除条項が設けられていない契約書が散見された。契約書に暴力団排除条項を設けるべきである。</p>	<p>令和4年度における再委託先との全ての契約書に暴力団排除条項を記載した。(沖縄美ら島財団回答) 【措置済】</p>	文化観光 スポーツ 部文化振 興課
監査意見	<p>【沖縄県立博物館・美術館】</p> <p>本年度の公表の遅れはやむを得ない側面もあるものの、モニタリングは、会計年度終了後速やかに実施し、翌会計年度の事業の見直し等に利用すべきものであるから、次年度以降においては遠隔による会議の開催方法を検討する等して、指定管理者制度運用委員会をあるべき時期に開催されたい。</p>	<p>令和4年7月21日に県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会を開催した。(モニタリング結果公表：令和4年7月29日) 【措置済】</p>	文化観光 スポーツ 部文化振 興課

【用語の定義】

監査指摘……………法令に違反し、又は著しく適切を欠くと判断され、これに係る事項について改善を求めるとされたもの

監査意見……………組織及び運営の合理化に資する観点等から、改善が望まれるとされたもの

措置済……………包括外部監査人から「監査の結果」や「意見」として改善を求められた事項について、県としてどのように取り扱うかの判断（意思決定）を行った状態にあること又は当該判断に基づき必要な手続をとった状態若しくは必要な事務を処理した状態にあること。

措置済（相違分）…措置済のうち、包括外部監査人が改善を求める意図、趣旨又は目的内容を明らかにしたうえで、その求めに応ずることによる行政上の支障若しくは弊害又は問題点を比較考慮し、当該事項の取扱いについて行政上の意思決定を行うことを含むものとする。